六　日本歴史　次に掲げる者
イ　歴史能力検定協会が実施する歴史能力検定の日本史一級又は日本史二級に合格した者
ロ　独立行政法人大学入試センター法（平成十一年法律第百六十六号）第十三条第一項第一号の試験の日本史Bについて六十点以上を得た者
七　産業、経済、政治及び文化に関する一般常識　独立行政法人大学入試センター法第十三条第一項第一号の試験の現代社会について八十点以上を得た者

第二条　地域限定通訳案内士試験実施基準の一部を次のように改正する。

3中十を十二とし、九を十一とし、八の次に次の二号を加える。
九　公益財団法人フランス語教育振興協会が実施する実用フランス語技能検定試験の一級に合格した受験者については、外国語筆記試験（フランス語に限る。）を免除することができる。
十　公益財団法人ドイツ語学文学振興会が実施するドイツ語技能検定試験の一級に合格した受験者については、外国語筆記試験（ドイツ語に限る。）を免除することができる。

附　則

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

○観光庁告示第六号

旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）第一条の二第三号の規定に基づき、旅行業法施行規則第一条の二第三号の規定に基づき観光庁長官の定める区域を定める告示（平成十九年国土交通省告示第四百四十五号）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年四月一日　観光庁長官　井手　憲文

旅行業法施行規則第一条の二第三号の規定に基づき観光庁長官の定める区域を定める告示の一部を改正する告示

旅行業法施行規則第一条の二第三号の規定に基づき観光庁長官の定める区域を定める告示（平成十九年国土交通省告示第四百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二号を次のように改める。

二　双方の市町村の区域が次に掲げるもののいずれかに該当すること。
イ　愛媛県松山市及び山口県大島郡周防大島町
ロ　愛媛県松山市及び山口県柳井市
ハ　愛媛県西宇和郡伊方町及び大分県大分市
ニ　愛媛県八幡浜市及び大分県別府市
ホ　愛媛県八幡浜市及び大分県臼杵市
ヘ　高知県宿毛市及び大分県佐伯市
ト　山口県周南市及び大分県国東市
チ　福岡県大牟田市及び長崎県島原市
リ　長崎県雲仙市及び熊本県玉名郡長洲町
ヌ　長崎県島原市及び熊本県熊本市
ル　長崎県南島原市及び熊本県天草市
ヲ　長崎県長崎市及び熊本県天草郡苓北町

附　則

この告示は、旅行業法施行規則の一部を改正する省令（平成二十五年国土交通省令第八十九号）の施行の日（平成二十五年四月一日）から施行する。

○関東地方整備局告示第百九十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月一日　関東地方整備局長　森北　佳昭

別表に次のように加える。

二十三	株式会社湘南建築センター	神奈川県平塚市宮の前13番3号	省令第十五条第1号から第6号まで及び第9号から第14号までに掲げる区分	東京都（町田市、多摩市、稲城市、八王子市、日野市）の区域及び神奈川県の全域	イ　本社　神奈川県平塚市宮の前13番3号 ロ　横浜支店　神奈川県横浜市西区北幸2―6―1横浜APビル7階	平成二十五年四月一日	指定した日から五年間

○関東地方整備局告示第百九十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月一日　関東地方整備局長　森北　佳昭

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
岡谷市字西林二〇七五番二四地先から同市字内山四七六九番四六〇まで	前	B　八・五〇～五〇・〇〇メートル	〇・七九七キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　一七・四六～九七・六二 B　八・五〇～五〇・〇〇 一七・四六～九七・六二	〇・六二五 〇・七九七 〇・六二五	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○関東地方整備局告示第百九十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月一日　関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十号	岡谷市字斧トギ沢二四〇二番八から同市字斧トギ沢二九一六番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年四月一日

○関東地方整備局告示第二百号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月一日　関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市平田三丁目一三九七番一一地先から同市平田三丁目一三九八番五地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年四月一日